

災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書

栗原市
社会福祉法人 迫川会

災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により要援護者が避難を余儀なくされた場合に、栗原市（以下「甲」という。）が、社会福祉法人迫川会（以下「乙」という。）に対して、要援護者の緊急受入れの協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「要援護者」とは、次に掲げる者のうち、施設の入所基準に該当し、又は該当すると認められる者で、災害時に何らかの援護を求める者をいう。

- (1) 介護保険の要介護認定者
- (2) 障害者自立支援法の障害程度区分認定者
- (3) 上記に準ずる者

(施設の使用の要請及び受諾)

第3条 甲は、居宅が居住困難となった要援護者及びあらかじめ指定する避難所（災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条第1項第1号の収容施設をいう。）、又はこれらに類する施設では対応が困難な要援護者のために、次条に掲げる施設を使用することについて、乙の協力を要請できるものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

(避難施設)

第4条 乙が運営する栗原市内の老人福祉法に規定する老人福祉施設又は介護保険法に規定する介護保険施設、居宅介護サービス事業若しくは地域密着型サービス事業を行う施設とする。

(要請手続等)

第5条 甲は、第3条の規定により施設の使用について乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして、文書により行うものとする。ただし、文書により要請できない場合は、口頭によるものとし、その後速やかに文書を交付する。

- (1) 要援護者の住所、氏名、連絡先、心身の状況等
- (2) 身元引受人の住所、氏名、連絡先等
- (3) 使用する期間

(避難者の移送)

第6条 乙は、甲の依頼により、避難が必要な要援護者の自施設への移送を行うよう努めるものとする。

(物資の調達)

第7条 甲は、要援護者に係る日常生活品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

(経費の負担)

第8条 乙は、要援護者が利用期間内に要した経費の負担については、甲が負担するものとする。

(受入れ可能人員等)

第9条 甲及び乙は、本協定締結後、受入れ可能人員、介護支援者数、必要物資等についてあらかじめ協議するものとする。

(有効期限)

第10条 この協定書の有効期限は毎年度末とし、甲乙双方に異議のない場合は翌年度においても自動的に更新するものとする。

(細目)

第11条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定めるものとする。

(協議)

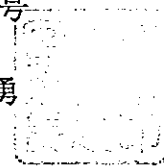
第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙が協議して決める。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自それぞれ1通を保持する。

平成22年5月12日

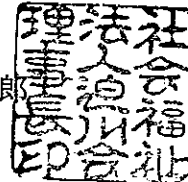
(甲) 栗原市築館薬師一丁目7番1号

栗原市長 佐藤 勇



(乙) 宮城県栗原市築館字下宮野館108番地
社会福祉法人 迫川会

理事長 千葉 與一郎



災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定実施細目

(目的)

第1条 この実施細目は、災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定（以下「協定」という。）第11条に基づき、協定の実施に関する必要な事項を定めるものとする。

(要請手続)

第2条 協定第5条に定める乙に対する要請文書は、要援護者入所要請書（別紙様式）による。

2 甲及び乙は、協力要請を円滑にするためそれぞれ連絡責任者の氏名、連絡先等必要な事項をあらかじめ相互に確認するものとする。

3 前項の連絡責任者等に変更があった場合は、すみやかに相手方に通知するものとする。

(費用、請求、支払)

第3条 協定第8条に規定する費用は、甲と乙が協議の上別に定めるものとする。

2 費用の請求及び支払いに関する時期及び方法は、甲と乙が協議の上決定する。

(協議)

第4条 協定第12条に規定する協議は、随時行うものとする。